

資格習得目指しませんか 高等職業訓練促進給付金

〈問合せ〉

福祉事務所 子育て支援係
☎ 75-4961

ひとり親家庭の母および父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間（上限48か月）に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給します。

市町村民税の非課税世帯

10万円給付金

毎月

市町村民税の課税世帯

7万5000円給付金

最後の12か月は上記金額に+4万円

卒業時には修了支援金として

5万円

2万5,000円

対象となる人

次のすべてに該当するひとり親の方

- 1 うきは市内に居住している
- 2 所得が児童扶養手当受給対象水準である
- 3 養成機関において1年以上修業予定である
- 4 就業または育児と修業の両立が困難と認められる

対象資格の例

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、
社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格

申請に必要な書類

- ① 申請者およびその扶養している児童の戸籍の謄本または抄本
- ② 申請者およびその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- ③ 申請者の児童扶養手当証書の写しまたは前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年とする。）の所得の額等についての市町村長の証明書
- ④ 養成機関における在籍に関する証明書
- ⑤ 養成機関発行のパンフレット等
- ⑥ 申請者名義の振込先金融機関口座確認書類